


No. 1

第三国集団研修事前調査団報告書

—タイ 農村生活向上における女性の役割—

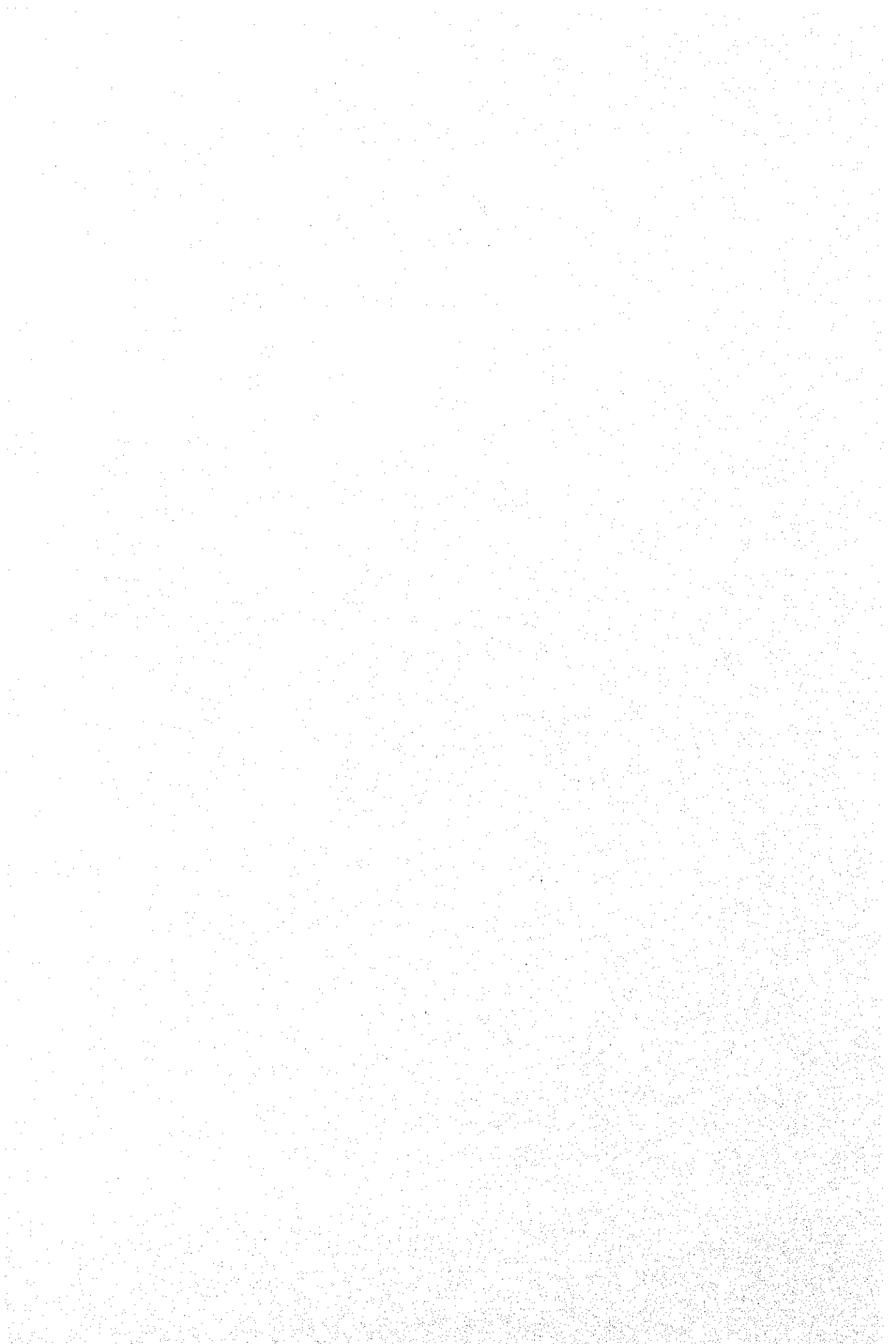
平成 7 年 5 月

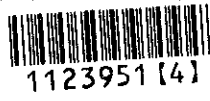
JICA LIBRARY

J1123951 [4]

国際協力事業団
研修事業部

JICA
122
81
TAF
BRARY

研 一
J R
95-008





1123951 [4]

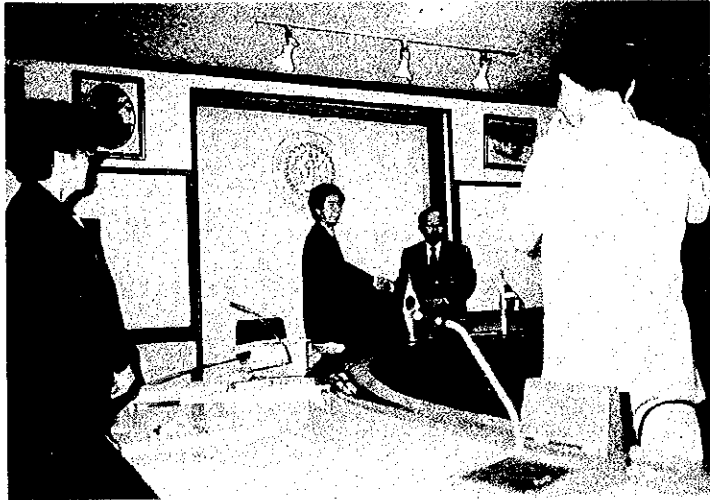
序 文

第三国研修は、社会的、文化的、言語的の共通の基盤をもつ一定の開発途上地域に研修実施国を選定し、そこに当該地域内の途上国から研修員を受け入れて、より現地事情に適合した知識、技術の移転を図り、これにより開発途上国間の協力推進に寄与し、将来的には実施国が独自に研修員受け入れ事業を実施できるよう協力することを目的としています。

今般、タイ政府から要請のあった第三国研修「農村生活向上における女性の役割」は、アジア農村女性ターゲットとした普及活動を通じて、農業生産の向上とともに農家の生活改善を図ろうというもので、WIDを念頭においた農村開発というべきものです。また、第三国研修は、わが国が十数年間にわたり協力してきたカセサート大学を実施機関として行われます。同大学において、わが国の無償資金協力や技術協力により長年培われた成果が、本第三国研修を通じアジアの農村開発に有効に活用されることは、大いなる喜びとするところです。

本報告書は、上記第三国研修の実施にあたり、当事業団が平成7年2月20日から同年2月28日まで派遣した事前調査団の調査結果およびタイ側との協議内容を取り纏めたものです。調査実施にあたり、多大なご協力をいただいた外務省、農林水産省、タイ政府関係者およびカセサート大学関係者各位に対し、深甚なる謝意を表する次第です。

研修事業部長 庵 原 宏 義



ミニッツ
署名交換
(カセサート学長と団長)



カセサート大学と調査団
ほか関係者一同



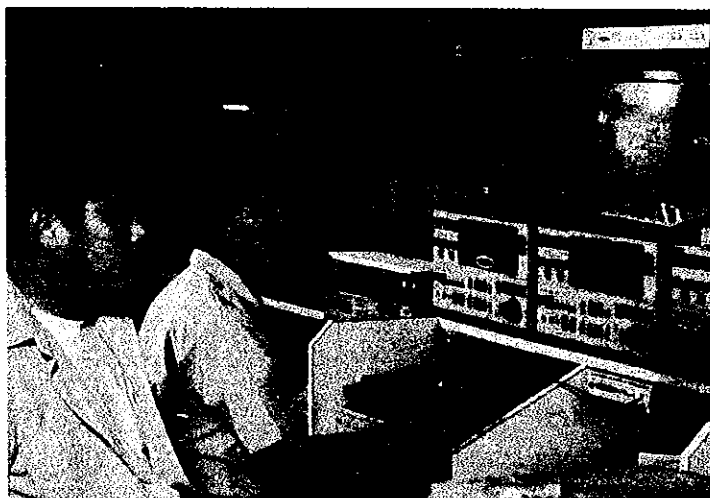
農民組織によるベビーコーン
栽培（各農家から集荷
しバンコクへ輸送される）

カセサート大学
農業普及研修センター (NAETC)
宿舎

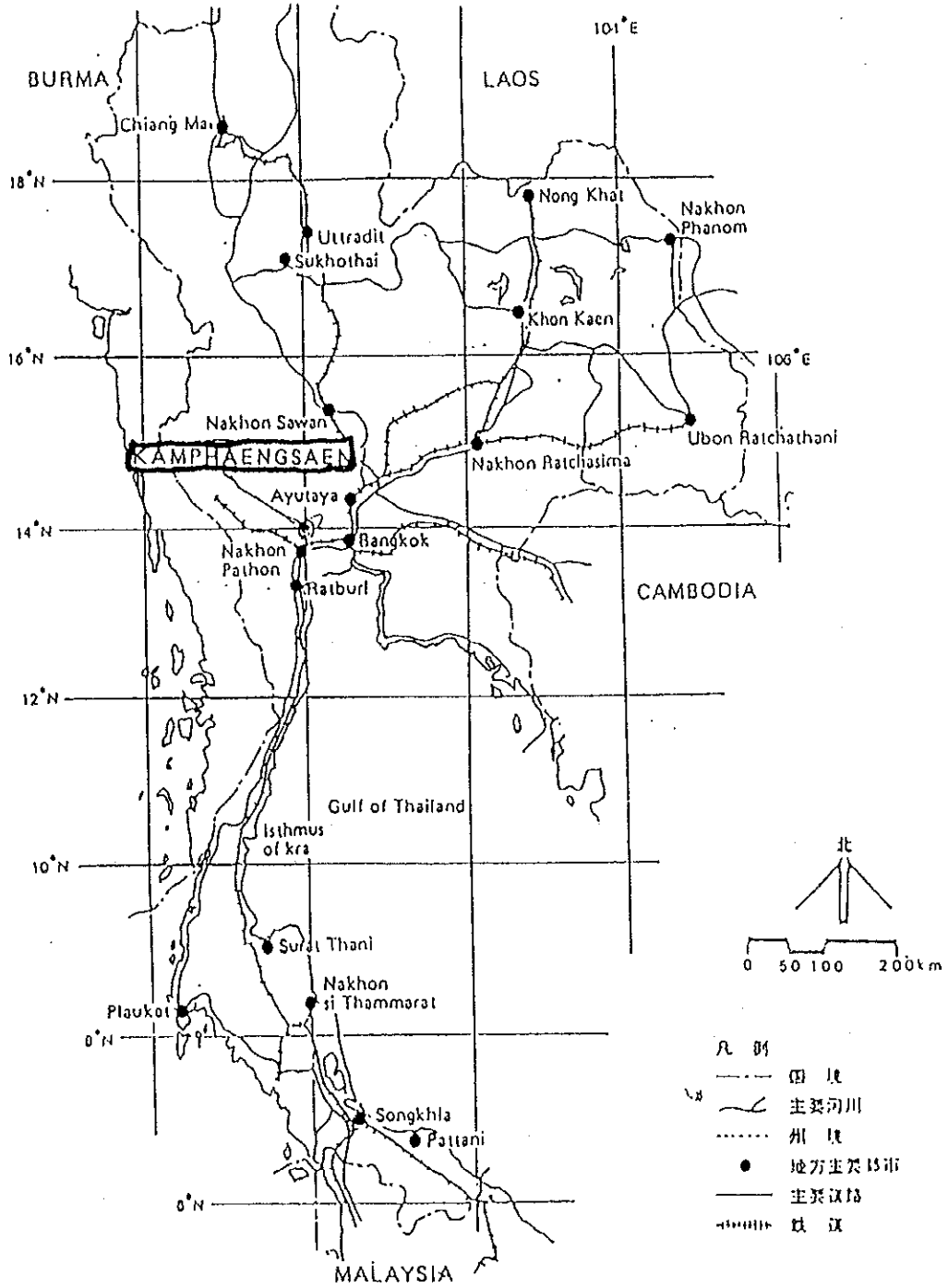


カセサート大学農業普及研修センター
(NAETC)
印刷所

カセサート大学農業
普及研修センター (NAETC)
ビデオ教材作成
現場



調査文椽プロジェクト位置図



目 次

序 文	
写 真	
地 図（位置図）	
1. 事前調査団の派遣	1
1-1 派遣の経緯と目的	1
1-2 調査団の構成	3
1-3 調査日程	4
1-4 主要面談者	5
2. 周辺国のニーズと案件の妥当性	7
3. 研修の内容	8
3-1 目 的	8
3-2 対象者	8
3-3 カリキュラム	9
4. 第三国集団研修実施体制	11
4-1 カセサート大学	11
4-2 DTEC（首相府経済技術協力局）	12
5. 日本側の協力	14
5-1 専門家派遣	14
5-2 カウンターパート（C/P）研修	14
6. 協議内容	14
7. 生活改善普及事業の要点と第三国研修への活用のために	17
8. 調査ミニッツ	

1. 事前調査団の派遣

1-1 派遣の経緯と目的

アジアの多くの国では、女性が農業生産に果たす役割は非常に大きく、一般に農家では女性が農作業に参加しなければ、生活が成り立たなくなると言われている。しかしながら、従来こういった女性の役割に焦点があてられることは少なく、農村開発においても女性の役割が強調されることはなかった。1975年の国連婦人年、及びこれに続く国際婦人の10年を経て、WIDの概念は徐々に理解の輪を広げ、現在では開発計画を策定するにあたって、その視点が積極的に取り入れられるに至っている。

開発途上国におけるWIDに関する問題は、農山村の女性の生活改善に関わるところが大きく、地方の農業生産向上とともに、農家生活改善分野での女性の能力開発が極めて重要と認識されている。農村女性の労働負担を軽減し、現金収入を創出し、社会への参加を促すには、農業改良・生活改善普及事業においても、農村部で女性が果している役割が十分に認識され、更には女性の生産領域における能力開発と技術向上に結びつく対策が講じられなければならない。本件第三国研修は、以上の認識のもとに、アジアの農村女性をターゲットとした普及活動を通じて、農村の生活改善を図る目的で実施するものであり、日・タイ/パートナーシップの一環として、タイ政府から要請のあったものである。

同研修は、カセサート大学農業普及研修センターを実施機関として、アジアの農業普及員を対象に、WIDの視点にたった農家生活改善のための具体的な知識や技術、女性グループの組織化とその活動支援策、及びそれらの普及手法等を、講義、討議、視察を通じて納得せしめ、参加者が自国の活動に反映することにより、農村の生活改善やひいては女性の地位向上を図ろうというものである。

なお、本研修の実施機関であるカセサート大学に対しては、わが国の無償資金協力による総合研究センター、農業普及センターの建設、及びこれら施設を拠点にしたプロジェクト方式技術協力「カセサート大学農業普及・機械化計画」が1981年から実施されており、研究分野では94年にフォローアップが終了し、普及分野では95年にアフターケア協力が終了予定である。長年にわたるこの技術協力はタイの農業生産の向上に大きく貢献しており、本第三国研修でも、同プロジェクト普及部門での経験と成果が十二分に活用できるものと考えられる。本件事前調査団は上記にかかる研修の詳細及びタイ側の実施体制等について調査、協議を行うため派遣された。

1-2 調査団の構成

担 当	氏 名	所 属 先 お よ び 職 位
団 長 ・ 総 括	なか がわ ひろ あき 中 川 寛 章	国際協力事業団 研修事業部研修第一課 課 長
団 員 ・ 農 業 普 及	ほり け きん こ 堀 家 欣 子	社団法人農業漁家生活 改善研究会 理 事
団 員 ・ W I D	なか やま あつ こ 中 山 敦 子	(株)グローバルリンクマネー ジメント、プロジェクトマネージャー
団 員 ・ 研 修 計 画	はやし けい こ 林 敬 子	国際協力事業団 研修事業部研修第一課 職 員

1-3 調査日程

月	日	曜	調 査 内 容
2	20	月	成田→バンコク
	21	火	JICA事務所打ち合せ タイ首相府経済技術協力局(DTEC)と協議
	22	水	カセサート大学(バンケン)と協議 カセサート大学農業普及研修センター(NAETC) へ移動(バンコク→カンペンセン)
	23	木	NATECにて協議
	24	金	NATECにて協議、近郊農家視察
	25	土	ミニッツ案作成、近郊農家視察 移動(カンペンセン→バンコク)
	26	日	資料整理
	27	月	カセサート大学(バンケン)と協議、ミニッツ署名、 JICA事務所報告 バンコク発
	28	火	成田着

1 - 4 主要面談者

(1) DTEC

Mr. Apinan Patiyanond	Director of External Cooperation III
Mr. Nipon Sirivat	Chief of Japan Sub-Division
Ms. Veeraya Ja-Ruampornpan	Chief of Group Training Sub-Division
Ms. Malaiwan Lertkumsup	Group Training Sub-Division
Ms. Prathin Boonsom	Group Training Sub-Division
沼田道正	Aid Coordinator

(2) カセサート大学

Mr. Kampo! Adulavidhaya	President
Mr. Tatchai Sangsingkeo	Vice President for Academic Services
Mr. Chukaiat Ruksorn	Director of National Agricultural Extension & Training Center
Ms. Ganjanee Attawipakpaisan	Extension & Training Office
Ms. Chatsharee Naritoom	Extension & Training Office
Ms. Ratana Aungkasit	Assistant Head of Training Division Extension & Training Center
Mr. Pasakon Viriyarunpa	Head of Art Section, National Agricultural Extension & Training Center
Mr. Krit Ploysopon	Head of Printing Division, National Agricultural Extension & Training Center
Mr. Kitti Sirmsirivong	Assistant Director of National Agricultural Extension and Training Center
Ms. Sireerat Chatsumon	Staff, National Agricultural Extension & Training Center
Mr. Perm Suruksa	Assistant Head of Extension Division National Agricultural Extension & Training Center
Mr. Sirisak Pramsopee	Assistant Head of Training Division National Agricultural Extension & Training Center

坂 本 治 彦

JICA expert, National Agricultural
Extension & Training Center

(3) 日本側

J I C A事務所

表 仲一郎 所長

浅 野 寿 夫 次長

田 和 美代子 所員

2. 周辺国のニーズと案件の妥当性

アジアの多くの国々で女性が農業生産に果たす役割は非常に大きい。彼女たちは、自給用、換金用両方の目的の農業生産を担う重要な存在である。また同時に、水、燃料、食事の提供から医療、衣服等の提供に及ぶ家事全般と、子供の世話や養育にも中心的な役割を担っている。

一般に、アジアの農家では女性が農作業に参加しなければ、生活が成り立たなくなるといわれている（女性と農村開発 一指導原理一、1991、(社)国際農林業協力協会翻訳叢書）。全体としては、女性は農家の総労働投入の約50%を担っていると考えられているが、小規模農家になるほど、そして経済状況が悪い農家ほど、女性は農作業に貢献しており、農業生産に女性の果たす役割が大きくなっている。農業以外の賃金雇用により男性が出かけるようになり、家庭の生活を経済的にも社会的にも女性が支えるようになっていく地域が増加している状況を考えあわせると、女性が農村での労働に果たす役割はますます大きくなっていると言える。生産活動に女性が参加しなくても生活していけるのは限られた世帯であり、ほとんどの場合、女性は農業生産と家事の両方に参加しなくてはならない。そして、多くの調査によれば、女性の一日の労働時間は男性のそれよりも3時間から5時間、長いことが知られている。

農村において、農業生産の向上と生活の改善をバランスよくすすめる、農村住民みずからが参加する地域の開発を目指すなら、上記のような女性が農業生産と家庭生活に果たす役割を視野にいれなければ道を誤ってしまうことになる。しかしながら、多くの国では農村の住民に働きかけを行う普及員の大部分は男性であり、また村長や村を管轄する行政組織の人々も男性であることが多い。そのため、女性の貢献が正当に評価されなかったり、女性への働きかけが充分に行われてこなかった。このような状況を考えると、農村女性への働きかけをおこなう普及員への訓練は非常に重要な意味をもつ。普及員にとっては、それぞれの地域で女性がもつニーズによりよく対応して活動していくための知識や技術を身につける大切な機会になるはずである。そして、普及員の指導を受ける農村の女性にとっては、自分たちの貢献を認識し、さらに活動を改善していくための意識に目覚めるきっかけを与えることだろう。農業生産だけに、あるいは生活改善だけに重点を置くのではなく、両方の側面が互いに深く関わり持っていることに配慮した普及員への訓練は、アジア諸国の農村女性たちによる生活の向上への取り組みにつながっていく大きな可能性を有しており、右に係る第三国研修を実施することの意義は大きい。

3. 研 修 の 内 容

3-1 目 的

本研修は、農村女性に対して普及活動をおこなう立場にあるアジアの女性普及員、あるいはNGO女性職員に対して、農業生産向上と生活改善のための知識や普及技術を伝えることを目指しておこなわれる。

具体的には、以下の3点を目的としてカリキュラムが組み立てられる。

- (1) 各国で農業生産に携わる女性への普及活動に従事している女性普及員やNGO職員に対し、農業生産の向上、生活改善方法を伝える。

前掲の「女性と農村開発 ー指導原理ー」は、女性の生産能力向上を可能にするのは、i) 生活条件の改善とii) 女性の労働効率の向上だとしている。女性の生活を実際に改善する条件としてこれら2点をバランスよく組み合わせた訓練が必要である。ミニッツにある farm household lifestyles は、農業生産と生活改善の両方を含む言葉として使われている。

- (2) 女性がグループを形成し、生産活動や生活改善を効果的にこなえるよう指導するための知識や方法を得る。

多くの非識字者を含む力のない女性たちを協同組合に組織することに成功したインドのNGOであるSEWAの代表、イーラ・バット氏は「組織化こそが何かを始める第一歩である」と語っている。国や地域によってグループの形成のしかたやグループ内での組織方法は変わるだろうが、女性が集まって何かをおこなうことを効果的にサポートする方法を身につけるのは普及員にとって大切である。

- (3) 普及活動に従事するものとして必要な技術や方法を学ぶ。

非識字者を含む農村女性たちに対し、どのように農業生産向上や生活改善のための方法や手段を伝えていくかを研修する。対象地域や対象女性の状況に応じた、様々な普及教材や伝達方法を研修する。

3-2 対象者

本研修の対象者を「資格案件」として以下の通りに定めた。

- (1) 所定の手続きに従い、各国の政府から指名を受けること。
- (2) 女性の農業普及員、あるいはNGOの女性職員で、農村開発への女性の参加を促進するための活動に従事しているもの。少なくとも3年間のフィールドでの活動経験を有することが望ましい。
- (3) 45歳以下であること。
- (4) 英語の読み書きが不自由なくこなえること。

(5) 肉体的にも精神的にも健康であること。

それぞれの国や地域に帰ってから、研修で学んだことを女性たちへの普及活動のなかで実際に生かすことができる立場にある人たちに対し研修をおこなうことが重要である。

女性への普及を行っている男性普及員も存在し、男性が女性への効果的な普及員として活動できる可能性を有することは認識しつつも、圧倒的に女性の普及員の数が限られている多くの国での現状を考えあわせると、まず女性の農業普及員を増やすことが急務と考えられ、当面は女性に限って研修をおこなうことで合意した。

3-3 カリキュラム

農村女性の生活の諸条件に影響を及ぼす4つの技術的側面である1) 農業技術、2) 家政技術、3) コミュニケーション・メディア、4) 保健(前掲、女性と農村開発より)を網羅する研修を女性普及員に対しおこなう。

研修カリキュラムは以下の7つのモジュールからなり、最後に研修内容の評価がおこなわれる。(カリキュラムの詳細についてはR/D案に添付)

(1) イントロダクション

研修の目的や進め方、研修員の紹介に続き、ジェンダーの概念に関して学ぶ。ジェンダーは、すべての研修内容にまたがる視点として扱われる。カントリー・レポートのプレゼンテーションは、研修員各々が自分たちの国における農村女性の現状と問題点を発表することで、どのような問題に取り組まねばならないのか、講師と研修員、研修員同士がブレイン・ストーミングをおこなう機会になる。カントリー・レポートは研修開始前に参加者が各国で準備、提出するが、研修をスムーズに進行させるため、レポートの内容について事前に明確に指示する必要がある。

(2) 農村の生活条件の向上

農業生産の向上と生活改善のための技術面での知識や方法を学ぶ。農業生産に関わる技術や農産物の販売に女性が積極的に携わり、また栄養、衛生、母子保健等についても正確な知識を身につけることが大切である。

(3) 農村開発における女性の役割

農村で女性を組織する方法、協同組合の運営、農家経営等についての研修がおこなわれる。農村の生活への女性の貢献を認識し、女性が組織化することによって生活を改善するための力を身につけることができることを学ぶ。

(4) 普及技術・方法

女性の農村開発への参加を促進するための普及方法、リーダー・トレーニング、普及教材の活用方法等について研修する。女性のニーズをどのように汲み上げ、それに対し普及員として

どのように効果的に対応していくかといった実践的な方法を学ぶ。

(5) スタディ・ビジット

農村の女性グループ、農村開発センター、農業普及局、農産物加工工場等を視察する。タイにおける女性の農村開発への参加を促す取り組みの経験から各国の普及員が学ぶ。

(6) 普及教材の開発

研修員が小グループに分かれ、割り当てられた農村でのデータ収集・面接調査・分析を通じ、その村での女性への効果的な普及活動をおこなうための普及教材（ポスター、スライド、インフォメーション・キット等）を作成する。

(7) 普及活動計画の策定

研修で学んだことをもとに、研修員それぞれが各国に戻った後、農村女性に対して普及活動を行うための活動計画を作成する。

コースの最後には、訓練の進め方や内容についての評価をおこなう。評価の結果は十分に分析し、次回の訓練のカリキュラム作りに生かしていくことが重要である。そのためには、質問表とオープン・ディスカッションを併用するなどして率直な意見が集まるよう努めることが望ましい。より良いカリキュラムで効果的な研修をおこなうために、評価の方法（質問表の項目等）については十分な検討がおこなわれるべきであるし、結果が的確にカリキュラムに反映されるよう、柔軟な対応が必要である。

コースの進め方に関しては、ワークショップ形式を多用することとし、講師と研修生、また研修生同士が活発に議論しながらコースを進める。文化的にも多様な国々からの研修生が受講する今回のような研修では、討論をおこないながら類似点や相違点を認識しつつコースを進めることが望ましい。ディスカッションと講義は半々の割合になる予定である。

必要な科目を教える講師がカセサート大学で見つからない場合は、他の大学、あるいは省庁から適当なリソース・パーソンを招聘し、質の高い効果的な訓練をおこなうことが望まれる。

4. 第三国研修実施体制

4-1 カセサート大学

本件第三国研修は実施機関は、カセサート大学農業普及研修センターである。カセサート大学は1943年に設立された農学系の大学であったが、年を追うごとに拡張され、現在では13学部と大学院を有する総合大学となっている。また、1980年には世銀の援助を得て、カンペンセン（バンコクの北西80km）に1250ヘクタールの広大な新キャンパスが完成している。農業普及研修センターは同キャンパスの一部局であり（組織図参照）、宿舍を含む研修施設及び関連機材についてはわが国の無償資金協力により整備されている。同時に、1981年からは同センターを拠点としたプロジェクト方式技術協力が開始され、本年度をもってアフターケアをも終了予定である。

農業普及センターは、(1)農民や普及員等に対する研修、(2)農業普及に関するラジオ、テレビ等の番組や視聴覚教材の製作、(3)農民組織との共同パイロットプロジェクトの運営、(4)情報や資料の提供サービス、を主たる活動としている。このうち研修については、これまで170コース、1万2千人に及ぶ実績があるとしており、本年度コースについても「牛の人工交配」や「病害虫の防除」等25コースが予定されている。また、同センターには、ラジオ・テレビ番組制作部門や教材づくりのための印刷部門があり、スタジオ施設やビデオ編集機材、印刷機等のハード面での整備状況に加え、これらを十分活用するとともに効果的な使用法を教授できるだけの人材がそろえられている。農民組織とのパイロットプロジェクト普及活動については、調査団もセンター近隣で行われているベビーコーンやアスパラ栽培の農民組織の代表農家を訪問し、センターの助言や協力によって収益をあげつつある状況を視察した。

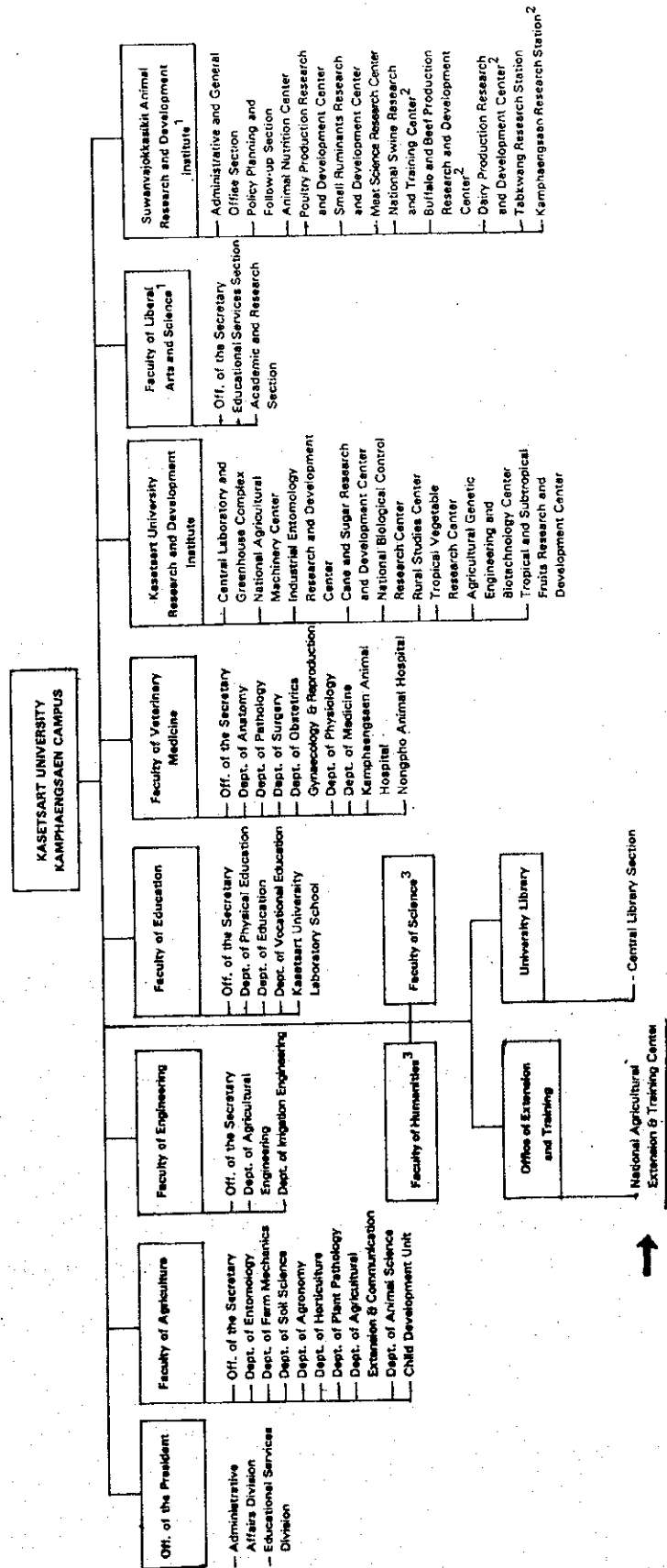
農業普及研修センターの研修実施能力については、同センターが、もともと人に教えることを専門とする大学の一部であり、過去の実績からも研修コース運営上の問題はないと考えられる。また、大学という組織柄、多岐にわたる専門分野の研究者を有しており、今次研修のように科目に広がりがある場合（例えばWIDや環境衛生等）、これら研究者を適宜活用できること。長年のプロ技によりビデオ教材等の普及メディアの製作についても、センター内に技術者が育っていること。さらには、センター近隣にフィールドがあり、実習においては近隣農家の協力が得られるであろうこと。宿舍を含め研修に必要な施設、機材は十分に整備されていること等から、本研修の実施機関としては適切と考えられる。留意すべきは、本研修が、同センターの専門である農業普及技術に留まらず、WIDに視点を置いた農家生活改善という新たな要素を含む点である。勿論、カセサート大学にはこれらの各項目、科目に対応できる人材はいようが、本研修を成功裡に運営するためには、タイ内において事業のまたがる他省庁との調整も求められることとなり、この視点での企画力や運営上の努力が必要となろう。また、コース実施にあたっては各研修項目を有機的に結びつけ、適切なコメントを与えられるコースリーダー的な専門家が得られれば一層

効果的な研修が期待できる。

4-2 DTEC（首相府経済技術協力局）

パートナーシッププログラム（PSP）に基き、DTECがGIの送付等の受け入れ手続きとともに研修経費の一定部分を負担する。DTECの負担項目と額については内規により、支出科目、負担可能額等が規定されているため、所要経費からDTEC側がその負担を明確にしたのち、我が方負担額と合わせR/Dに署名することとなる。事前調査の段階では、DTECから負担内訳が示されなかったことにより、概算額を記述するに留めた。なお、DTECは我が方がタイで実施する第三国研修の全てについての受け入れ窓口であり、また、タイ独自の研修員の受け入れ事業をも実施していることから、運営面での特段の問題点はないと考えられる。しかしながら、本件が新設コースでもあることから、前広な準備により、適切な研究員を得て効果的な研修ができるよう、円滑な事務手続きを望みたい。

カセサート大学・カンペンセンキャンパス組織図



1. granted in the 7th National Higher Education Development plan (1982-1986)

2. already functional

3. responsible for basic courses for various curricula since 1979

Organization Chart of Kamphaengsaen Campus, Kasetsart University

5. 日本側の協力

5-1 専門家派遣

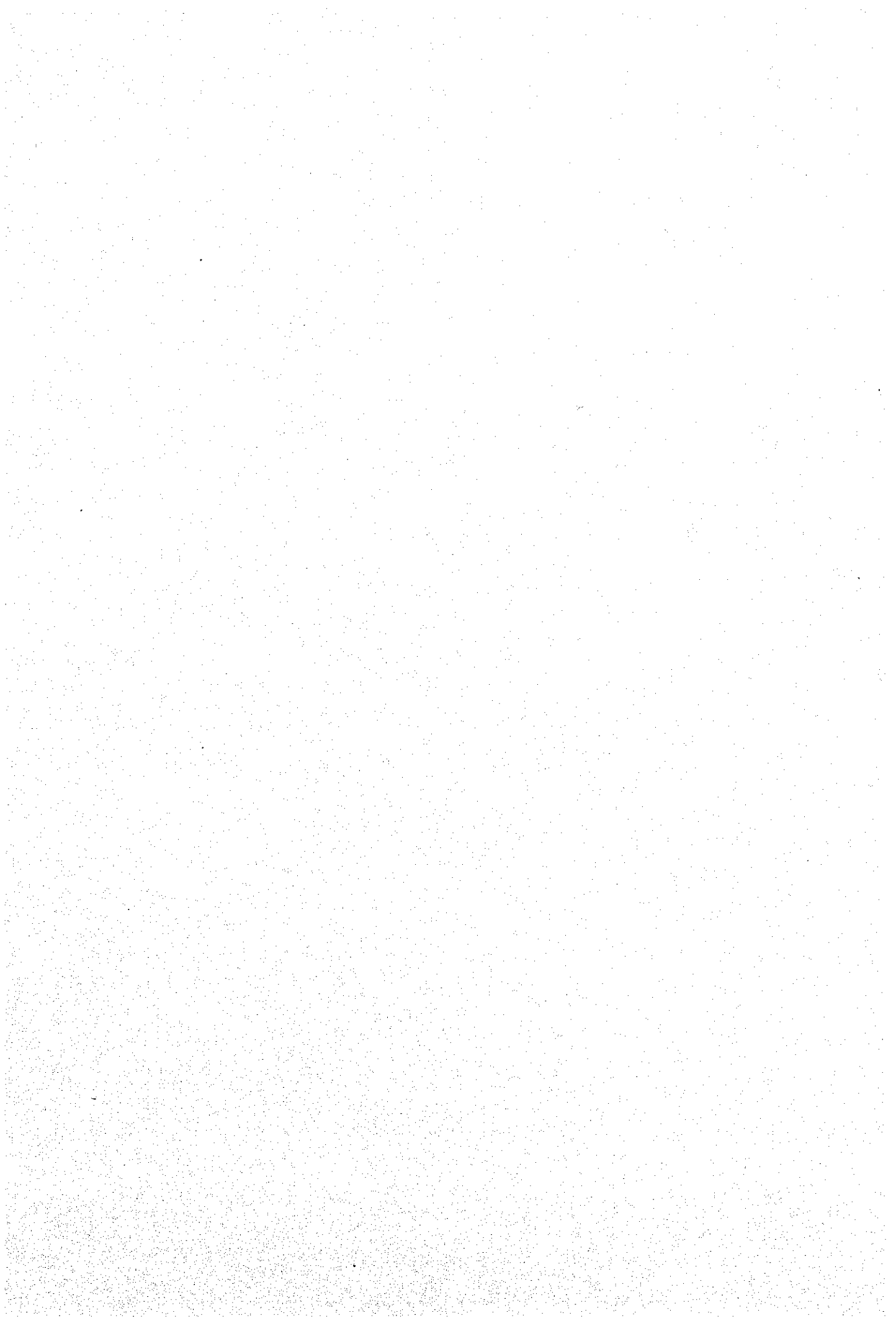
本研修は農村女性を対象にした生活改善普及を重要な柱に据えていることから、同分野に精通した専門家派遣（1名・全期間）の要望があった。上述のとおり、WIDの概念、生活改善、女性の役割、普及方法、メディア作成、活動計画策定からなる本カリキュラム相互の関連を体系的に結びつけ、効果のある研修に導くには本カリキュラム相互の連関を体系的に結びつけ、効果のある研修に導くには、一環してコースをフォローできる人材が必要であり、それぞれの項目（特に女性問題と生活改善分野）に知識と経験を有していることが望ましい。本研修が比較的新しい分野であり、また初めてのコースでもあることから、専門家派遣で対応できる可能性を検討することとした。

5-2 カウンターパート（C/P）研修

特段先方からの要望はなかったが、コース内容の密度を高める上で「農家生活改善分野」については、状況に応じて右C/P研修を検討することが適当と考えられる。

6. 協議内容

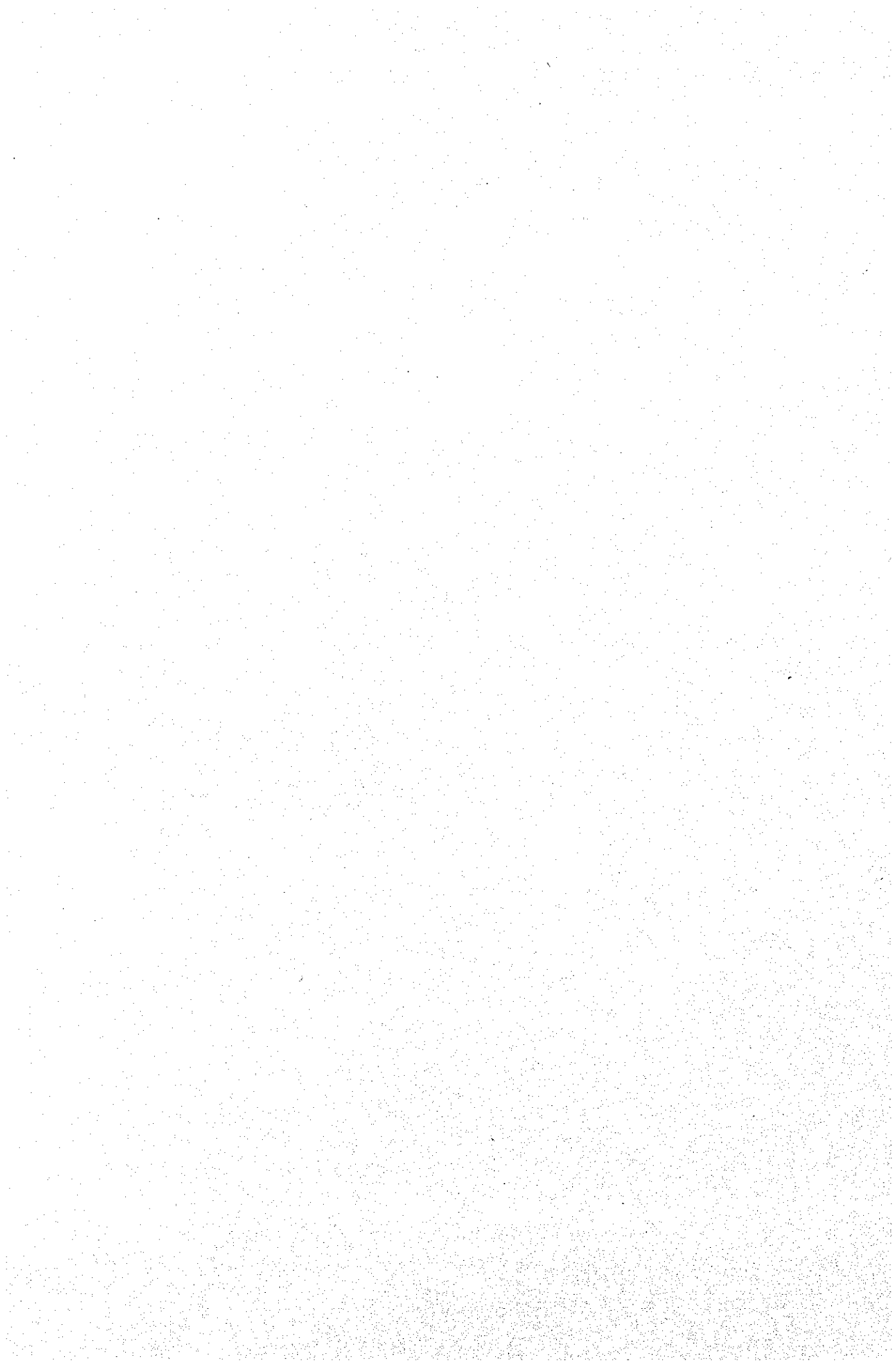
本件はカセサート大学における初めての第三国研修であり、副学長自ら協議に参加する等、大学側の本件に対する期待と息ごみを感じられた。わが国が無償で供与した施設と長年のプロ技で培われた人材が、今次研修を通じアジア諸国の農村開発に有効に活用されることは、双方にとって大きな喜びとするところであり、右を基本に本研修のフレームワークにつき協議した。別表はタイ側から要請のあった当初計画案に対する我が方コメントと、これらに基づき双方が協議のうえ合意した結果である。右結果を踏まえてR/D案を作成し、ミニッツ（別添）に取り纏めた。また、DTECとの協議については、上記4-2、「実施体制」の項に記したとおり、PSPと経費分担についての考え方が中心であった。



第三国研修「農村生活における女性の役割」に係る協議結果

項目	要請内容 (1994. 11. 7)	わが方のコメント	協議結果
1. コース名称	(和) 「農業生活水準向上女性指導者」 (英) Third Country Training Programme on Women Village Leader in Rural Development	(和) 「農業生活水準向上女性指導者」 (仮) (英) Third Country Training Programme on Women Village Leader in Rural Development (仮) *Women Village Leader に関する概念と位置付けのすりあわせが必要。研修内容を整理し最終的に決定。	研修内容を整理し、本コースの趣旨を明示するタイトルとして以下の通りとした。 (和) 農村生活向上における女性の役割 (英) Enhancing Women's Role in Rural Development
2. 目的	農業女性指導者を対象とし、農業普及に係る技術及び知識、普及方法を修繕させることにより、農村生活の改善を図ることを目的とする。	農村女性への農業普及を通じて、農家の生活改善を図るための知識、技術の修得を目的とする。	左記(わが方コメント)の通り。
3. 到達目的	・農村の生活向上知識・技術を得る ・女性農業指導者育成の知識を得る ・農村の女性の地域活動を活性化する知識を得る	目標設定を以下の通りとする。 ・農村で利用可能な資源を活用することにより、農村生活の改善を図るための知識、技術を得る ・農村女性組織作り及びその活動の育成のための知識・技術を得る ・各国の実情に即した、農村女性指導者の育成方法を得る	メディアによる普及方法等を盛り込み、更に効果的な研修となるよう、次のとおりにすることとした。 ・農村で利用可能な資源を活用することにより、農村生活の改善を図るための知識・技術を得る ・農村女性組織作り及びその活動の育成のための知識、技術を得る ・農村女性への生活改善のための普及技術、方法を修得する
4. 研修期間及び協力期間	8週間	4週間程度で到達目標が達成できると考えられる	下記カリキュラムの内容から、6週間が必要であると判断した。
5. カリキュラム	1. 農村生活の改善 ・食生活改善、家族計画、食物保存方法、家庭経済管理 ・農業生産性の向上、マーケティング、農業協同組合 ・副収入創出活動 ・環境問題と発展 2. 農業普及技術 3. 人的資源研修、ケーススタディー 1) 農村生活と女性の役割 ・カントリーレポート、ディスカッション、問題分析 2) 農業女性指導者への研修及びガイダンス(ワークショップ)	*農村女性のための実用的農業技術及び生活改善技術に資する研修を行う観点から、これに不可欠な項目と研修の範囲について検討。(先方案は総じて総花的なため、目的設定に照らし、主要項目を絞り込み) (1) 家族計画、エイズ等の分野については全体カリキュラムとのバランスを考え、上記の補足として設ける。 (2) 実際の農業技術者普及現場で使用できる機材、設備を基にした普及技術を指導する。 (3) タイにおける農村開発と女性の役割等タイのケーススタディー及び経験を踏まえた内容を含める。	我が方案に実施期間の得意分野である普及方法等を追加し、最終的にアクションプランを作成することとし、次の8項目を柱として編成した。 1. イントロダクション 2. 農村生活改善 3. 農村生活向上における女性の役割 4. 農村生活向上のための普及方法 5. スタディーツアー 6. パッケージ作成(各国の研修員が農村女性の生活改善のための課題を挙げ、ワークショップ形式で対応策を検

項目	要請内容 (1994. 11. 7)	わが方のコメント	協議結果
	ップ) ・研修方法、育成計画の作成 ・女性リーダーへの研修方法 ・農業女性組合の育成、農村女性組合とその活動		討する。また、右に係る普及メディアを製作する。) 7. アクションプラン作成 (各国の研修員が研修の成果を踏まえ、母国での生活改善計画を作成する。) 8. 評価
6. 割当国	ラオス、ヴィエトナム、カンボディア、スリ・ランカ、パキスタン、インドネシア、ネパール、バングラデシュ	・本件研修に関するニーズ及び受け皿としての担当部局の有無等の観点から割当国を検討。 ・フィリピン、マレーシアを追加する方向で検討。	農村生活改善の経験のあるフィリピン、マレーシア、また実施機関より要望のあった中国を追加することとした。
7. 定員	25名 (周辺国: 20名、実施国: 5名)	・効率的な研修を確保するとともに予算的制約から20名以内とする。 20名 (周辺国: 17名、実施国: 3名)	わが方案通りで合意。
8. 資格要件	・農業普及もしくは女性の地位改善を担当している農業指導者あるいはNGOの職員もしくは農業普及員	・本件研修が帰国後効果的に活かされるために、研修員の資格を以下の通りとする ・農村女性の生活改善に携わっている「女性」の農業普及員もしくは「女性」のNGO職員でかつフィールドワーク経験が3年以上あることが望ましい。 ・45歳以下であること。	わが方の方針通りで合意。
9. 研修機関	(和) カセサート大学 (英) Kasetsart University	・運営管理要員、講師等及び機材の整備状況、研修実施能力の確認 ・実施機関の宿舎で対応可能か確認	実施機関は独自の研修コースを持っており、これまでの経験もあり実施能力については問題ないと判断された。また機材、宿舎についても、農業普及センターに完備しており対応可能と判断された。
10. 応募方法	記述なし	・他のタイで実施されている第三国研修の実施方法にのっとる	他のタイで実施されている第三国研修の実施方法と同様に実施することで合意した。
11. 業務分掌	記述なし	・関係省庁と実施機関の職務分掌の明確化。 (パートナーシップの関連でDTECの役割につき検討)	DTECについては、パートナーシップに基づき事務手続、経費項目を分担する。
12. 経費関係事務手順	記述なし	・研修経費の管理能力を確認	通常の第三国研修のスキームに従って実施することで合意。
13. 日本人専門家派遣	1) 人数 : 1名 2) 期間 : 10週間 3) 分野 : 農業生活水準向上女性指導者 * 要望調査表の記載による	・タイ側で対応困難な科目あるいは、本件研修の効果を高める上で我方として必要と思われる科目につき日本人専門家の派遣を検討。	農家生活改善分野の専門家を全期間派遣してほしい旨要望があり、右可能性を検討することとした。



7. 生活改善普及事業の要点と第三国研修への活用のために

アジアの農業者の生活を高めるために、女性を中心に農村の生活改善の技術研修を行なうことになったのは、時機をえたものである。貧困が第一の課題であるアジアの農村に対して、貧困・病気・無気力の悪循環を断ち切るためには、農業経営の車の車輪といわれる生産技術と生活技術の一体性に着目して、従来の生産技術研修に続けて、生活技術研修を扱うということが重要である。

そこで、生活改善普及事業の考え方とその要点を記述することにより、本第三国研修の参考としたい。

1 日本の生活改善普及事業のあらまし

(1) 生活改善普及事業の基本的なこと

生活改善普及事業は、1948年にできた農業改良助長法に基づいて都道府県と農林水産省とが協同して行なう協同事業を主体として、健全な農家生活と農村地域社会の実現を図ることを目的としている。この協同農業普及事業における生活改善普及組織の活動を要約すれば、生活に関する適切かつ実用的な知識・技術の普及指導を直接農家に接して行なうことにより、農家の自主的努力を助長するというものである。

これ以前の、農家生活指導に関しては、農林省の農家経済の自力更生運動や農民の間から生まれた生活改善運動はあったが、組織的、全国的、継続的な事業としては、協同農業普及事業に待たなければならなかった。

農業改良助長法によって始まったこの事業は、直接「人」を対象として実施しており、改良普及員と農業者との信頼関係を基礎として、常時現場において直接農業者に接して技術・経営等の普及活動を行なうことにより、現場における課題を実践的に解決する過程を通じて自主的に農業経営と農村生活の改善に取り組む農業者を育成するということを基本に推進している。

また、農業生産と農家・農村生活は極めて密接な関係にあり、農業の健全な発展向上のためには、生産面と生活面の両面が一体的・同時的に改善されることが必要である。例えば、家族経営が大宗を占める日本においては家族構成員に過重負担がかかりやすく、この解決のためには労働時間、作業改善はもとより、生活時間等までも視野に入れた総合的な改善が求められる事などがある。

普及指導活動の課題設定に当たっては、農業経営および農村生活の改善に意欲を有する農業者のニーズの的確に答えるとともに、その自主的な総意工夫を組入れるため、農業者、関係期間・団体等の意見を積極的に聞き、各地域ごとに重要度及び緊急度の高いものを選定する。

これまでの各年代の代表的な課題

昭和20年代 かまど・台所改善、栄養改善

昭和30年代 農繁期の共同炊事、共同保育、農村生活環境改善
 昭和40年代 農家生活水準の診断、家族の健康の維持増進、労働の適正化、日常生活圏の整備とコミュニティ形成
 昭和50年代 農業者の健康維持増進、労働の適正化、農村婦人、高齢者の役割向上
 昭和60年代 健全な農家生活の確立、活力ある農村社会の形成
 平成年代 環境保全型農業の推進、魅力ある生活を目指した農家経営の確立、農業・農村の生活環境の快適化

(2) 「よりよい農家生活への当面目標」と「生活改善総合普及計画」

「農業基本法」が1961年に出され、生活改善普及事業でも全国的な規模で「よりよい農家生活への当面目標」と「生活改善総合普及計画」をまとめるべく、全国各地の現地活動でそれぞれの工夫で作成して使っていたものを土台にして、生活改善関係普及職員の代表が集まり、学識経験者、政府レベル（農林省等）の合意形成によって、2年以上かけて作られた。その後、改良普及員の普及指導活動で別の地域でモデル的に使って修正を加えるなどしてまとめられた。「よりよい農家生活への当面目標」（別添 参考資料参照）は1964年に普及部長名の通達として出され、「生活改善総合普及計画」は毎年行なわれる全国の研修のテキストとして使われた。今では、そのうえに農村生活や男女共同参画型の生活や女性起業などの新しい考え方へと発展している。

「よりよい農家生活への当面目標」は、A. 状態に対する目標、B. 態度の目標の二つになっている。（資料1参照）多くの指導者は、農業者が勤労者として、必要な食生活をしていないこと、必要な睡眠をとっていないこと、清潔で安全な衣服をきていないこと、健康的な住まいに住んでいないこと、働き方に無駄や無理のあること、病気を積極的に予防していないことなどが、当面目標の内容を研修することによって、村を巡回したときに見えるようになり、農家の人々と話し合うきっかけが持てるようになった。食生活をバランスよくし、家族のだれもが必要なものを食べることなどは、指導者が解っていなければ、アンケート調査では出てこない場合が殆どであった。農家の人も必要なことは解っているけど、購入する金が無い、働いて得た金を無駄に使ってしまう等、下手な暮らし方をして、病気になったり、仲の悪い家族になったりする。生活の悪循環をくい止め、農家自身が賢くなる必要があるのである。農家生活の改善点が解かる指導者に育てるために、よい生活とはどんな生活なのかが解るために目標の設定が必要である。また、これを契機に学識経験者による研究が深められ、普及指導活動を支援する事業も実施された。

「生活改善総合普及計画」は第一部プログラム構成、第二部プログラムの実行、第三部活動の効果の測定となっており、普及指導活動を教育的、計画的、継続的に農業者（男女）を育て、グループを育成することを中心にすすめる手順をまとめたものである。

以上の二つはパンフレットにして、生活改善関係改良普及員の必携としてぼろぼろになるまで使われた。

(3) 農家生活改善で女性の技術力を助長するための全体像

生活改善普及事業は以上の経過のなかで、農家の女性は生活技術を活用できるようにグループで学習するとともに共同作業で必要なものを作り、新しい活動へと発展した。

しかし、女性達の努力を支援する環境がなければ、活動は長続きしなかった。女性達が外出することを、農作業が遅れるとあって嫌がる家族は沢山いる。夫は大義名分を立てて外出して、社会的な学習をする機会があるが、妻にはなかなかそのような機会がない。農村では近所の人も外出する妻に対してあまり寛容ではない。勉強しに出掛けたいと思ったとき、家族にも近所にも、克服しなければならない壁がある。これは生活改善を農村で始める時の、第一歩の問題で、そのために改良普及員は勇気づけたり、色々な普及指導活動上の工夫をしてきた。国や県・町等が女性対象の事業を助成して、生活改善関係改良普及員の普及指導活動で活用する様にしてきた。そのようなことを「女性の技術向上の基本」として次のようにまとめてみた。

女性の技術向上の基本として「人づくり」と「場づくり」が大切

1 本人の技術の向上（人づくり）

(1) 技術の向上

① 技術修得—正確な技術伝達による修得—本人による再現

- ・程度に応じた技術の段階的指導を受ける。
- ・知識理解を必要とする技術は、解りやすく解説したテキストや標本を使う
- ・熟練を必要とする技術は、適当な期間反復練習をする。
- ・段階に応じたテストにより、技術の確認をする。
- ・体系的にまとまっている大きな技術は、専門的な機関で勉強するか、適当な期間の講習会に参加する。

② 技術熟達—練習—技術の分析、掘り下げ、追求、研究実践

仲間との相互交換、切磋琢磨

(2) 問題に対応する力の向上

問題内容を明確に把握し、それに対処する力を養う。

① 技術開発—技術の塾達のための科学性、自主性、実践力、進取性、社会性等

—新技術の開発のための必然性の理解力と閃き

② 環境克服—指導者を得る、外部からの受け入れと内部での養成、幅広く多様な指導者

との付き合い

—仲間とのグループ研究会づくり

—場所づくり

- －必要な資材、資金の調達
- －周囲の人々の協力を得る、特に夫や家族の協力
- －情報収集のネットワークづくり

2. 環境整備・条件整備による支援体制づくり（場づくり）

- (1) 指導機関・指導者――普及指導機関、移動教室、教材配布
 - －指導力向上の制度、研修制度
- (2) 学習の気運づくり――学習集団の育成、学習指向の流行
 - －グループ研究会の活動支援
- (3) 場所・時間づくり――実習室、集会所、講習会、公設市場
- (4) 助成金等の制度――融資制度、補助事業
- (5) 法制度等の整備――住民の合意による支援体制、
 - －条令の発行と専門に担当する機関の設定

2 研修に当たっての留意事項

今回協議したカリキュラムによって研修を実施するとき、①よりよい農家生活のイメージづくり、②相手の力を活用するための配慮、③発展の仕組みを作る、④カセサート大学で実施するときに望むこと、等について記述する。

(1) よりよい農家生活のイメージづくり

本第三国研修では、12の国が参加予定である。それぞれにおいて当面5年間ぐらいの「よりよい農家生活の目標」の様なものを、具体的に試しにつくってみることである。農家の生活改善を進めるためには、まず指導者レベルの合意形成が必要である。そのためのメモづくりということである。どの国も実情が違いすぎたり、同じ国内でも南北でとても違うと思うかもしれないが、家族生活ということで母親が望むことは共通していることもある。①平和で生産的な営みをしたい。②家族は皆健康で仲良く暮らしたい。③発展する地の社会に、負けないように発展したい。等である。カントリーレポートに基づいて、まずこのようなことから考えてみて目標になりそうなことを設定し、研修生同士で検討すれば、他国の事例を聞くことができるであろう。もし、そのようなものが既に出来ているところでは、それをカントリーレポートに付けて頂くようにしては如何であろうか。

(2) 相手の力を活用するための配慮

① 農家の生活をよりよくするこの事業は、仕事の主役は農家であり、この研修においては研修参加者である。研修生が自国の農家の事を考え、その向上のために何をすればよいか、この研修で把握でき、また情熱をもつことが出来ることがねらいであることはいふ迄もない。研修生が農家の人と生活について、十分考えられるようにそのヒントになる事例を見せて解

説したり、相互に解説しあったり、また先進事例を見る目を養うために、生活を組み立てている要素に分析し関連性を考えるなど、生活を総合的に把握する訓練が大切である。

農家のおかれている実情の把握は、農家の能力、その地域の風土、社会条件、政治情勢などを指導者は、出来るだけ知ることである。しかし、当事者がやる気になる事も大事である。実情把握の研究ではなくて、当事者の教育なのである。この二つの仕事はどちらに偏ってもうまくいかない。研修時間を組む時に、演習や実習をどの程度組み込んで、講義を何にするかということが鍵になる。

② ニーズの把握は、顕在化している問題、主役がその解決に関心を持っているものから始める。この研修では、それぞれのニーズが似ているようで少しずつ違うかも知れない。個人の演習と、グループ学習を組み合わせることになるであろう。指導者の役割として、顕在化している問題についてその内容を掘り下げ、研修生と共に原因となっている要素を洗い出し、根本的な原因に迫るような深い考察へ、研修生を導くことが出来ればよいと思う。それらを課題に切り返し、大課題、中課題、小課題と構成して、課題計画を作る。そこまで用意しておき、主役が関心を持っているニーズから改善を始めることだと思う。問題はあのに、場合によっては主役が、諦めていたり、無気力になっていたりして、ニーズが無いときはその掘り起こしから始める。

(3) 発展の仕組みを作ることもあわせて必要である。

農業改良普及事業の中に生活改善普及事業が組み込まれていて、全国的な農家への教育的な事業としての展開があり、改良普及員がその任に当たっているというような行政組織、またはこれに変わる組織があるならば、今までのべたような計画づくりでよいが、それだけの組織が未完成の国においては、組織づくりへの活動も合わせて計画しなければならないと考える。

(4) カセサート大学に望むこと

農業改良普及方法の教授が揃っているカセサート大学は、この研修を実施するにふさわしいと思う。願わくは「生産振興」の競争原理を主とする普及指導活動ではなく、「農村生活」の協力原理を主とする普及指導活動に中心を置いてほしいと思う。

普及指導計画の内容は、タイ政府の「農業普及局」「農業組合局」に農家女性のグループ指導を担当している方々がいるので、十分な連携をとっていただきたい。農村生活の内容は、「農村社会学」の分野からの講義が特に必要である。

3 途上国の生活改善普及事業のニーズ等について

途上国の多くは、所得格差が大きくそれは特に農村が貧困であること、不衛生のために健康が阻害されていること、水不足と不便のために食生活に時間と労力がかかること、女性が教育不足であること、これらの4項目は特筆すべき大きな問題である。これらを改善するためにこれら課題に専

念できる生活改良普及員が少ししか置かれていない、大抵は農業の片手間で仕事をしているので、なかなか仕事の成果が見えるようにならない、最近では大切に思い目覚めた職員の中には、もう一度どうしても研修を受けたいということで再び参加した人がタイとフィリピンにおり、熱心に学習したこともある。研修に参加した人の多くは、農家にとって、女性にとって、この仕事の大切さがわかり国によっては男性職員も希望する場合があった。

民主化の進み具合によって、この仕事は隣人が貧困でも顧みない国には、ニーズが生まれにくい。国政選挙によって、全ての国民が賢くならなければ、みんな幸せにならないということが認識されたときに生活改善普及事業の必要性がわかるのである。

1994年にエジプトで行なわれた世界人口会議で、人口増加を防ぐには、女性の教育の大切さが確認されたが、途上国の方々の生活の問題を伺っていると、義務教育が終わって20才までの間に女性が自立できる能力を教育することが、計画出産や家族計画やエイズ教育よりもずっと効果的なことと考えられる。例えば、その母親たちのグループ活動に生活改善普及事業を盛んにして、母親たちが娘達のグループ活動を指導する仕組みを、改良普及員の普及指導活動に組み込むことである。日本の生活改善グループには、二代目、三代目のグループも出来ている。むらづくりにも活躍している。

東南アジア地域では、村落共同体が生活基盤として、根強く残っているということであるので、1950年頃までの日本の村と似ているものを感じる。このことは、その中で女性の能力を高めてきた生活改善普及事業の30年の歩みが伝えるべき多くのものを持っていると思われる。

(堀家 欣子)

Targets of Home Life Improvement in Farm Life (Home Life)

Better Condition of Farm Life		Better Attitudes Toward Farm Life
Maintenance of Health as a worker <ul style="list-style-type: none"> — Means with necessary calories to be taken every day — The Place, bedding and time for sufficient sleep to be secured — Functional, clean and safe clothing that provides enough protection from the cold and the heat. — Functional, healthy and safe housing — Effective and moderate amount of labor — Environment to be kept sanitary and diseases to be effectively prevented 	Systematic Management of Home Life <ul style="list-style-type: none"> — Life with a prospect and Plans for the future — Effective use of money — Effective use of goods — Effective use of time and work 	Child Care and Education to Build a New Generation <ul style="list-style-type: none"> — Healthy clothing to be given to children — Proper food in accordance with children's growth — Appropriate education at home — Children are protected from diseases and other hazards — The Health of mothers is protected
	Comfortable, pleasant and Democratic Home Life <ul style="list-style-type: none"> — Opinions and desires of each family member are respected in the household management — Time, places and money for leisure are enough available to each member — Facilities, equipment and environment to enjoy life are equipped — Working conditions are reasonable — Stable retired life is guaranteed 	Voluntary <ul style="list-style-type: none"> — To have goals of life and to determine what to do by one's own (not to pursue fashion at all times) — Scientific Way of Life Planned and scientific way of behavior. Not to believe superstitions and old customs. Not to rely solely on the sixth sense or on Knacks. — Will to Act Active to improve the quality of life. Strong will to complete one's plan — Progressive Spirit Always try to introduce new knowledge and techniques. The will to improve the life quality using one's own ideas. — Social Characters Willing to share good results with others. Cooperation with other people when doing what one cannot do by oneself. To treat people impartially, take responsibility over one's words. Positive to play one's role in a group.

(参考資料)

よりよい農家生活への当面目標

(A) 農家生活のよりよい状態に対する当面の目標

I 勤労者としての健康の維持

(1) 必要な栄養を確保した食事を毎日とっている。

ア 栄養を考えて食品を上手に組合せた食事をしている。

a 魚または肉を合わせて大1切分(90~100g)と卵中1個以上とっている。

豆類を100g以上とっている。

b 乳を1/2本(90cc)以上とっている。

c 食用油脂を大さじ一ぱいと小さじ1/2ぱい(計15g)以上とっている。

d 野菜、いも、果物を合わせて500g(うち緑黄色野菜100g)以上とっている。

e 栄養を損失しないような調理のしかたをしている。

(以上は農山漁家生活改善総合対策案によるものである。)

イ 時間や施設を確保して栄養的な食事をとっている。

a 最低必要な時間を確保して家族の食事をととのえている。

b 働きやすい調理の場があり、調理用の設備器具がそろっている。

(2) 十分な睡眠のとれる場所、寝具、時間が確保されている。

ア 十分な広さをもった清潔な睡眠の場所がある。(少なくとも大人1人2帖以上できれば3帖の広さ)

イ 睡眠の場所や寝具がいつも清潔である。

a 寝具にはシーツ、枕カバー、衾カバーをかけ、それらは月2回以上ふとん皮等は2年に1回以上洗濯している。

b 布団類は、1カ月に2度以上干している。

c 睡眠の場所にも風通と採光が考えられている。

ウ 寒暖に適するように寝具を工夫している。

a 各自が寒暖に応じ寝具を調節している。

b 寒暖に応じ調整しやすい寝具の組合せになっている。

エ 農繁期でも7時間以上の睡眠をとっている。(昼寝も含む)

(3) 機能的で清潔安全かつ寒暖に適した被服を着ている。

ア 作業や環境に合った被服を着ている。

a 各作業に適した作業衣とそれに合った下着を着ている。

b 雨中でもぬれずに作業ができる被服を着ている。

- c 害虫（ぶよ、ひる、住血吸虫等）や有害薬剤に対し、害を防ぐのに十分な身づくろい
をしている。
 - イ 寒暖に適し且つ調節に容易な着方をいつもしている。
 - ウ いつも清潔な被服を着ている。
 - a 肌着は1種3枚ずつもち3日に1度以上洗濯する。
 - b 作業衣も1種を2枚以上もち、洗濯して清潔なものを着ている。
- (4) 機能的・健康的で安全な住居にすんでいる。
- ア すまいと畜舎、作業場等が完全に区分されている。
 - イ すまいの通風、防湿、禁煙、採光、採暖、防災が考えられている。
 - ウ 家事用設備が仕事の手順を考え配置されている。
 - エ 十分な収納設備が設けられている。
- (5) 無駄と無理のない働き方をしている。
- ア 能率的に作業を組合せ、適当な間隔で休息をとっている。
 - a 農作業との組合せを考えて婦人の休息の時間と家事作業時間が確保されている。
 - b 月2回以上の定期的農休日がある。
 - イ 掃除、炊事、洗たく、風呂たき等が家族の話し合いにより各々の能力に応じて分けられ
ている。
 - ウ 能率的な場所、設備、器具を活用し、手順よく仕事をしている。
 - a 能率的な設備や器具を使って家事労働を軽減している。
(洗濯設備、給水排水設備、炊事や食事や掃除の設備器具など)
 - b 計画的に手順よく仕事をしている。
 - c 物の整理整頓がよくできている。
 - エ 家事作業の一部の共同化も行なわれている。
- (6) 環境が衛生的であり病気を積極的に予防している。
- ア 病気の早期発見につとめ、また病原となるものを除去している。
 - a 病気は早く見つけ適切な治療をしている。
 - b 家族全員が年1回健康診断を受けている。
 - c 害虫（蚊、はえ、のみなど）、寄生虫卵、鼠の駆除が行なわれている。
 - イ 衛生的に食事をしている。
 - a 食事、食器、調理用具、炊事用被服を衛生的に取扱っている。
 - b 飲用に適し、衛生的な水を使っている。
 - c 食前に手を洗っている。
 - ウ 身体を清潔に保っている。

- a いつも清潔な風呂に入っている。
- b 洗面場があり、洗面や歯みがきをしている。
- c 風呂場に必ず身体の洗い場があり、その近くに脱衣の場がある。

エ 家の内外が衛生的である。

- a 汚水、汚物は衛生的に処理している。(便所の汚物、下水の汚物、厨芥など)
- b 掃除が行き届いている。

II 家庭生活の合理的な運営

(1) 生活に見通しがあり計画をもった生活をしている。

ア 収入にみあった予算をたてて計画的に支出し、その結果を検討している。

- a 収入(現金、現物)に見合って各支出費目間に均衡のとれた支出計画をもっている。
- b 必要な家計を毎月きめて使っている。(生産費と区分し、ドンブリ勘定にならない)
- c やむを得ない計画外の支出(現金、現物)にあたっては充分検討が行なわれている。
- d 家計簿の記帳を行なって、その記録を検討している。

イ 生活時間の配分が適正で、育児、勉強、休養などの時間が確保されている。

ウ 長期又は短期の生活設計をもっている。

- a 長期又は短期の生活改善の実行計画をつくっている。
- b 家事作業、家庭行事などの長期又は短期の計画がある。
- c 家庭用品の入手ならびに利用計画をもっている。

(2) 現金が効果的に使われている。

ア 緊急度の高いものから計画的に買いものをしている。

(買いたいものの表などを作り、消費ブームにのった思いつき買物をしない)

- a 使用目的に応じて効果的な買いものをしている。
- b まとめ買いなど上手な買い方をしている。

(3) 物が工夫により有効に使われている。

ア 家屋設備、器具および熱源を有効に用いている。

イ 家屋設備、家具、家庭用品の手入れ修繕補強を適切に行なっている。

ウ 自家農畜産物(季節野菜、廃果、廃鶏、綿羊肉等)や購入食品を上手に活用、管理、保存している。

エ 衣類(寝具を含む)の管理、保存、更生を上手にしている。

(4) 時間と労力が効果的に使われている。

ア 作業の組み合わせのしかたを工夫して、能力をあげ、過労を防いでいる。

- a 労働の限界をしり、更に労力を上手に使うために軽作業と重作業をうまく組合わせて働いている。

b 労働に応じた休息をとっている。

イ 時間の組合せ、かさなりを考慮してこれを上手に配分し、限られた時間を効果的に使っている。

Ⅲ 次代の農業人の基礎を作るための育児と家庭教育

(1) いつも子供の健康を考えた被服を着せている。

ア 発育や環境に応じた被服を着せている。

a 乳幼児の発育を阻害しない活動しやすい型、組合わせの被服を着せている。

b 気温に適応した材質、型、組合わせの被服を着せている。(いつまでも綿入れなど着せておかない)

イ いつも清潔で手入れの行き届いた被服を着ている。

a 洗たくに耐える地質、型の被服を着せている。

b いつも清潔なおむつを使用している。

(2) 発育に応じた食事を与えている。

ア 乳幼児の食事は、発育に応じ、与えている。

a 質、量、時間を考えて授乳している。

b 離乳開始の時期は、生後4～6カ月から行い、離乳食は栄養的に考えられたものが与えられている。

イ 15才未満の子供には、特に蛋白質、カルシウム、ビタミンなど必要な栄養を補給している。

(3) 子供の教育が適切に行なわれている。

ア 成長に応じた遊び方、勉強に気を配っている。

イ けじめのある生活週間(大人と一緒に夜ふかしなどしないよう年齢に応じた身の廻りの始末が出来る習慣がつけられている。)

ウ 社会生活の基本となるしつけができています。

(4) 子供が病気や危険から守られている。

ア 安全な環境が工夫されている。

a 子供が安全に遊べる場所が工夫されている。

b 危険物(プロパンガス、石油ストーブ、いろり、かまど、農薬、農機具、危険なおもちゃなど)や子供に有害な食物(青梅、着色のこいものなど)は、子供の手の届かぬよう工夫されている。

イ 年齢が時期に合った予防摂取を受けている。

(5) 母体の健康が守られている。

ア 妊産婦、授乳婦に必要な栄養がとられている。

イ 産前産後の健康に充分注意している。

a 母体に無理のない働き方や休み方をしている。(特に産前産後)

b 妊婦は定期診断をうけている。

ウ 育児計画をもっている。

エ 妊婦は、着脱が容易かつ清潔で保温を考えた被服を着ている。

IV 快適で楽しみの多い民主的家庭生活

(1) 各自の意見や希望を尊重して生活が運営されている。

ア 家庭生活が民主的に運営されている。

a 家族全体の話し合いによって物事をきめている。

b 各人に必要な小遣いが与えられている。

c 家族が各々の能力に応じた仕事の分担をしている。

イ 家族の誰もが気がねなく自由になれる時間と場所をもっている。

ウ 好みにあった適切な被服を着ている。

(2) 皆が楽しむためのお金と時間と場所などを持っている。

ア 家計費のうちに娯楽費が計上されている。

イ 各人が教養や娯楽のための余暇をもっている。

ウ 家族が楽しめる場所があり、団らんが行なわれている。

a 団らんや娯楽用の場(設備、器具)があり活用されている。

b 家族の団らん、親睦のしかたがわかり実行している。

c 楽しい食事ができるよう考慮されている。

(3) 快適な生活用設備器具環境が整っている。

ア 寒暖に対する設備器具をもち、快適な室内環境が維持されている。

イ 楽しい雰囲気が出せるよう屋内、屋外が整備されている。

ウ 上下水道が整備され、屋しき内が清潔で整頓されている。

(4) 労働条件が適切である。

ア 労働時間が適正である。

a 適正な労働時間が定められている。

b 毎週定期の休日を持っている。

イ 適正な労働報酬が与えられている。

(5) 老後の生活の安定が考慮されている。

ア 老後の生活費が考慮されている。

イ 老人の好みに合った食事が考えられている。

ウ 老後も生きがいのある生活ができるように考えられている。

- a 老人のための生活上の役割、環境が考えられている。
- b 老人の趣味が尊重されている。

B 農家生活に対するよりよい態度の当面目標

日常の暮らし方に対し

I 自主性がある

- (1) 自分の生活に目標をもつ。
 - ア よりよい生活を送るため、この1年間に何をするか自分で考えた目標をもっている。
- (2) 自分の意見を持ち自分の行動を自分できめる。
 - ア 義理や人情、しきたりにこだわらないで会合に出席する。
 - イ 他人の意見に左右されないで自分で判断して改善問題をきめる。

II 科学性がある

- (1) 見通しをもって計画をたてる。
 - ア 改善計画をもつ。いきあたりばつりに行動しない。
- (2) 科学的に判断し処理する。
 - ア 技術の良否を見分けてとり入れる。
 - イ 自分の生活の中の問題点を知る。
 - ウ 迷信や因習にこだわらない。かんやこつのみによらない。

III 実践力がある

- (1) よいと思ったことは必ず実行する。
 - ア 習ったことはすぐに生活にとりいれる。
- (2) 計画したことはなし遂げる
 - ア とりあげた課題は失敗や障害にくじけないで完成させる。

IV 進取性がある。

- (1) 常に進歩しようとする心構えをもつ。
 - ア 生活のしきたりに捉われないで新しいやり方を考える。
- (2) 新しい知識技術を進んで取り入れる。
 - ア 会合や見学などに進んで参加する。
 - イ 新聞、雑誌、ラジオなどを努めてよんだりきいたりする。
- (3) 修得した知識技術をもとにして更に新しいものを工夫する。
 - ア 習ったことを手持ちの材料で応用できる。
 - イ 廃物を使って必要なものを作り出す。

V 社会性がある。

(1) 他人と協力する。

ア 困った時には助け合う。

イ 一つのことをみんなで分担してやることができる。

ウ 自分でやってみてよかったことを他人に教える。

(2) みんなが平等の立場に立っている。

ア 自分の立場のみを主張しないで他人の立場を認める。

イ 他人の意見を尊重する。

ウ 身分や家柄によって人に差別をつけない。

(3) 自分の言動に責任をもつ

ア みんなできめこたとはまもる。

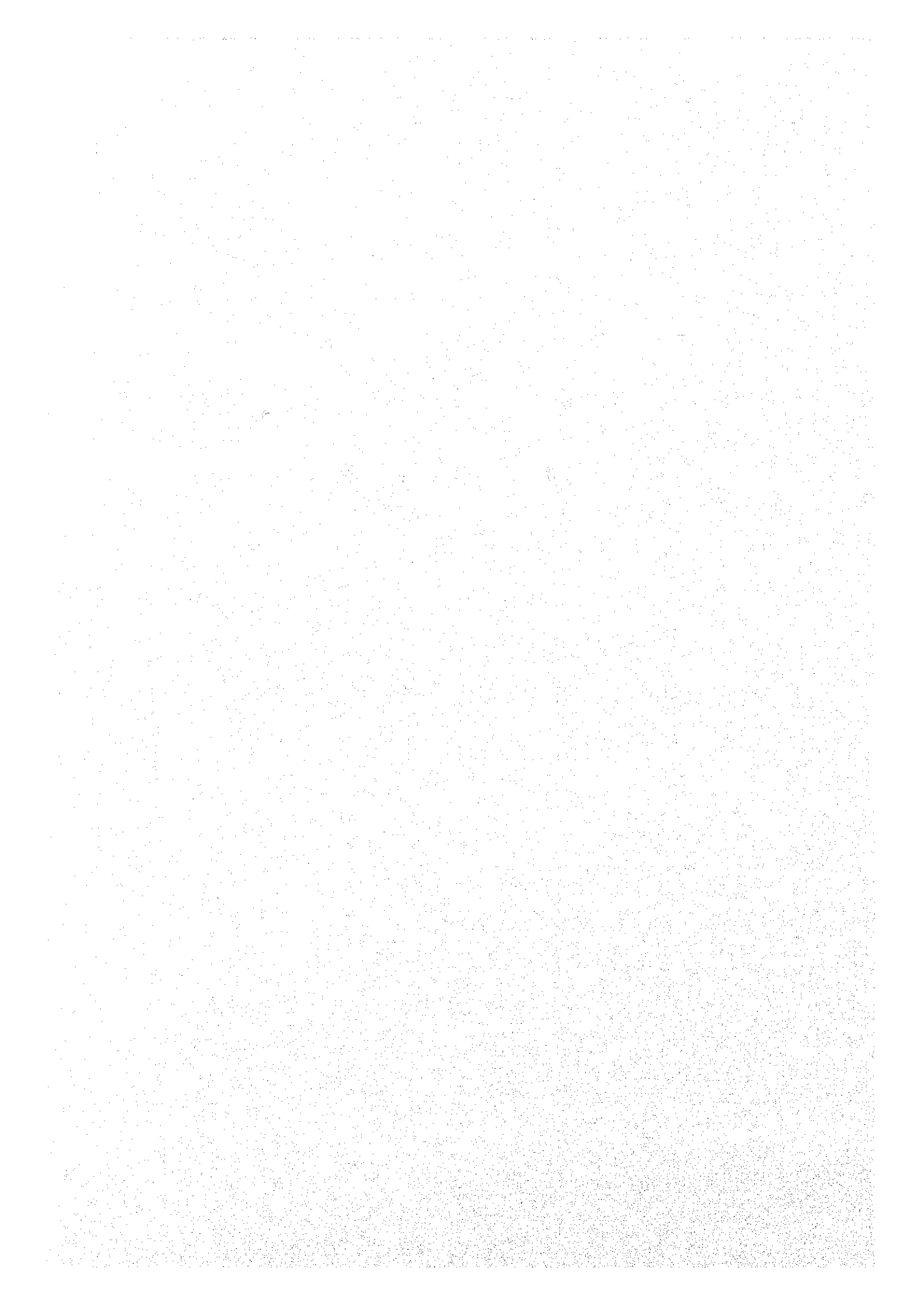
イ 集団の一員として自分の義務を果たす。

(4) 人の前で自分の意見を発表する。

ア 会合で思ったことは進んで発言する。

イ 蔭で他人の非難をしない。

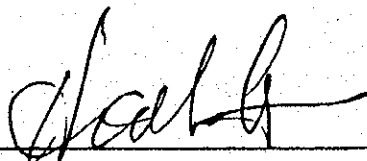
8. ミ ニ ッ ツ



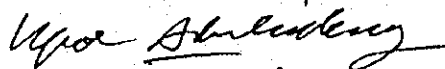
THE MINUTES OF MEETINGS
BETWEEN
THE JAPANESE PRELIMINARY SURVEY TEAM
AND
THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF
THE KINGDOM OF THAILAND
ON
THE THIRD COUNTRY TRAINING PROGRAMME

1. The Japanese Preliminary Survey Team (hereinafter referred to as "the Team"), organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Hiroaki Nakagawa visited the Kingdom of Thailand from February 20th, 1995 to February 27th, 1995 in order to discuss with the authorities concerned of the Kingdom of Thailand a training course for participants from Asian countries in the field of women's role in rural development under JICA's Third Country Training Programme.
2. The Team conducted surveys, held a series of meetings and exchanged opinions with the authorities concerned of the Kingdom of Thailand regarding the course.
3. Both sides came to share the view that the course will contribute to the development of women's role in rural development in Asian countries.
4. Both sides drafted the Record of Discussions attached as APPENDIX I, and agreed to recommend to their respective Governments that further studies should be made for elaborating it in order to ensure successful implementation of the course.
5. A list of attendants at the meeting is attached as APPENDIX II.

Bangkok, February 27, 1995



Mr. Hiroaki Nakagawa
Head of the Preliminary
Survey Team,
Japan International
Cooperation Agency



Mr. Kamphol Adulavidhaya
President
Kasetsart University

(DRAFT)
 RECORD OF DISCUSSIONS
 BETWEEN
 THE RESIDENT REPRESENTATIVE OF JICA THAILAND OFFICE
 AND
 THE AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF
 THE KINGDOM OF THAILAND
 ON THE THIRD COUNTRY TRAINING PROGRAMME

The Japanese Preliminary Survey Team organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. Hiroaki Nakagawa, visited the Kingdom of Thailand from February 20th, 1995 to February 27th, 1995 and had series of discussions with authorities concerned of the Government of the Kingdom of Thailand with respect to the framework of a training course in the field of women's role in rural development under JICA's Third Country Training Programme, and to the desirable measures to be taken by both governments to ensure successful implementation of the Course.

Based on the above discussions, the Resident Representative of JICA Thailand Office and authorities concerned of the Government of the Kingdom of Thailand agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the documents attached hereto.

Bangkok, , 1995

Mr. Sinichiro OMOTE
 Resident Representative of
 Japan International
 Cooperation Agency
 Thailand Office

Mr. Pichet Soontornpipit
 Director-General
 Department of Technical
 and Economic Cooperation

Witnessed by _____

Mr. Kamphol Adulavidhaya
 President
 Kasetsart University

ATTACHED DOCUMENT

The Government of Japan and the Government of the Kingdom of Thailand will cooperate with each other in organizing a training course in the field of women's role in rural development (hereinafter referred to as "the Course") under JICA's Third Country Training Programme.

The Government of the Kingdom of Thailand will conduct the Course with the support of the technical cooperation scheme of the Government of Japan. The Course will be held once a year from Japanese fiscal year (JFY) 1995 to JFY 1999, subject to annual consultations between both governments.

The Course will be conducted in accordance with the following;

1. TITLE

The Course will be entitled " Enhancing Women's Role in Rural Development "

2. PURPOSE

The purpose of the Course is to provide the participants from Asian countries with an opportunity to acquire the knowledge and techniques to improve the rural household life which will be disseminated through agricultural extension to village women.

3. OBJECTIVES

At the end of the Course, the participants are expected to have:

- 3-1 acquired knowledge and techniques to improve farm household lifestyles by developing women's ability with utilizing local resources and skills.
- 3-2 acquired knowledge and techniques to promote rural women's organizations with emphasis on their role in rural development.
- 3-3 acquired extension methods and skills to work with village women for the improvement of the farm household life.

4. DURATION

The duration of the Course will be approximately 6 weeks and the Course for JFY 1995 (hereinafter referred to as "the first course") will be held from October 16, 1995 to November 24, 1995.

5. CURRICULUM

The tentative curriculum of the first Course is attached as ANNEX I.

6. INVITED COUNTRIES

The Governments of the following countries will be invited to apply by nominating their applicant(s) for the Course: Bangladesh, Cambodia, China, Indonesia, Laos, Malaysia, Nepal, Pakistan, Philippines, Sri Lanka and Vietnam.

7. NUMBER OF PARTICIPANTS

The number of participants from the invited countries shall not exceed seventeen (17) in total. And the number of participants from Thailand shall not exceed three(3).

8. QUALIFICATIONS FOR APPLICANTS

Applicants for the Course are;

- 8-1 to be nominated by their respective Governments in accordance with the procedure stipulated in 10-1 below,
- 8-2 to be female agricultural extension officers or female NGO workers who have been actively engaged in women's participation in rural development, preferably having at least 3 year field experience.
- 8-3 to be under 45 years of age.
- 8-4 to have a good command of spoken and written English.
- 8-5 to be in good health, both physically and mentally, to complete the Course.

9. FACILITIES AND INSTITUTIONS

The Course will be given at Kasetsart University in the Kingdom of Thailand.

10. PROCEDURE OF APPLICATION

- 10-1 A Government applying for the Course on behalf of its nominee(s) shall forward five (5) copies of the prescribed application form for each nominee to the Government of the Kingdom of Thailand through diplomatic channels, not later than sixty(60) days before the commencement of the Course.
- 10-2 The Government of the Kingdom of Thailand will inform the applying Governments, through diplomatic channels, whether or not the applicant(s) is/are accepted to the Course not later than thirty(30) days before the commencement of the Course.

11. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE GOVERNMENT OF THE KINGDOM OF THAILAND

In organizing and implementing the Course, both Governments will take the following measures in accordance with the relevant laws and regulations in force in each country.

The schedule of the first Course implementation is attached as ANNEX II .

11-1 The Kingdom of Thailand

11-1-1 Department of Technical and Economic Cooperation
(DTEC)

- (1) To print the General Information brochures (G.I.)
- (2) To forward G.I. to the Governments of invited countries through its diplomatic channels
- (3) To receive application forms and forward them to Kasetsart University
- (4) To notify results of the selection of participants to the respective Governments through its diplomatic channels and to the JICA Thailand Office (hereinafter referred to as "the JICA Office")
- (5) To arrange accomodation for participants
- (6) To arrange international air tickets for the participants from invited countries and to arrange meeting service at the airport
- (7) To bear some portion of the following expenses, to be consulted between both Governments each year (A tentative estimate of expenses for the first Course is attache as ANNEXIII)
 - (a) Expenses relevant to participants from

invited countries such as international economy-class air fare, accommodation, per-diem and medical insurance premiums

(b) Expenses relevant to Kasetsart University such as study tour(s), texts, teaching aids, expendable supplies, copies and honoraria for external lecture(s)

- (8) To submit a statement of expenditure to the JICA Office within thirty (30) days after the completion of the Course

11-1-2 Kasetsart University

- (1) To formulate the curriculum based on ANNEX I
- (2) To draft G.I.
- (3) To assign an adequate number of its staff as lectures/instructors for the Course
- (4) To provide its training facilities and equipment for the Course
- (5) To select participants for the Course and notify DTEC of the results.
- (6) To arrange accomodation for participant
- (7) To arrange domestic study tour(s) as a part of the Course
- (8) To issue certificates to participants who successfully completed the Course
- (9) To evaluate participants' achievements, course content, curriculum and administrative performance

- (10) To submit a course report to the JICA Office and DTEC within -thirty (30) days after the termination of the Course
- (11) To submit a statement of expenditure with evidence necessary to verify the expenditure stated above within thirty (30) days after the completion of the Course.
- (12) To coordinate any matters related to the Course

11-3 The Government of Japan

- (1) To dispatch, short-term expert(s), in accordance with the normal procedures of its technical cooperation scheme, who will give advice to Kasetsart University and deliver some of the lectures. This, however, is subject to the JICA budget available for this purpose and to the number of suitable expert(s) in Japan. Kasetsart University is expected to pre-inform the JICA office of requests for JICA short-term expert(s) not later than the annual consultation.
- (2) To bear some portion of the following expenses, to be consulted between both Governments each year (A tentative estimate of expenses for the first Course is attached as ANNEX III)
 - a) Expenses relevant to participants from invited Countries such as international economy-class air fare, accommodation, per-diem and medical insurance premiums.
 - b) Expenses relevant to Kasetsart University such as study tour(s), texts, teaching aids, expendable supplies, copies and honoraria for external lecturer(s).

12. PROCEDURE OF REMITTANCE AND EXPENDITURE

Remittance of funds for expenses to be borne by the Government of Japan and the expenditure thereof will be arranged in accordance with the following procedures :

- 12-1 DTEC will open a bank account in the Kingdom of Thailand to receive the funds remittance by JICA, and inform the JICA Office of the name of the bank, the account code number and the name of the account holder.
- 12-2 DTEC will submit to the JICA Office a bill of estimate for the expenses to be borne by the Government of Japan not later than sixty (60) days before the commencement of the Course.
- 12-3 JICA will assess the bill of estimate and remit the assessed amount of expenses to the account mentioned in 12-1 above within thirty (30) days after the receipt of the bill of estimate.
- 12-4 DTEC will submit to the JICA Office a statement of expenditure within thirty (30) days after the completion of the Course.
- 12-5 In case there is any unspent remainder of the amount remitted by JICA, DTEC will reimburse the unspent amount to JICA in accordance with the advice given by JICA. The funds allocated for the air fare, accommodation, per-diem and medical insurance premiums shall not be appropriated for any other purposes.
- 12-6 When requested by JICA, DTEC will make available for JICA's reference all the receipts and other documentary evidence necessary to verify the expenditures stated in 12-4 above.

13. OTHERS

This Attached Document and the following Annexes attached hereto shall be deemed to be part of the Record of Discussions.

ANNEX I : Tentative Curriculum of the Course
(for JFY 1995)

ANNEX II : Schedule of the First Course Implementation
(for JFY 1995)

ANNEX III : Tentative Estimate of Expenses to be borne
by the Government of Japan (for JFY 1995)

TENTATIVE CURRICULUM OF ENHANCING WOMEN'S ROLE
IN RURAL DEVELOPMENT FOR JFY 1995

INTRODUCTION

- 1.1 Orientation
- 1.2 Gender Concept
- 1.3 Country Report Presentation

IMPROVEMENT OF FARM HOUSEHOLD LIFESTYLES

- 2.1 Basic Concept on Improving Farmer's Living Standards
- 2.2 Food and Nutrition Improvement in Rural Area
- 2.3 Food Preservation and Food Processing
- 2.4 Family Planning
 - 2.4.1 Population Education
 - 2.4.2 Birth Control
- 2.5 Sanitation Management in the Living Environment
- 2.6 Maternal and Child Health
- 2.7 Prevention and Control of "Aids"
- 2.8 Utilization of Technologies for Agricultural Production
- 2.9 Income Improvement by Using Local Materials and Skills
- 2.10 Agricultural Business and Marketing

WOMENS' ROLE IN RURAL DEVELOPMENT

- 3.1 Group Process and Group Dynamic Action
- 3.2 Role of Women in Rural Development
- 3.3 Improvement of Women's Status and Rights
- 3.4 Home Economics for Family Welfare
- 3.5 Development of Group Organizations and/or Cooperatives

EXTENSION METHOD FOR RURAL DEVELOPMENT

- 4.1 Concept and Principle of Extension for Farm Household Improvement

- 4.2 Personality & Leadership Development for Women Leaders
- 4.3 Communication Media for Farm Household Development
- 4.4 Using Individual and Group Methods in Extension for Women Village Leaders
- 4.5 Farm Household Improvement Campaigns
- 4.6 Media Package Design and Development

STUDY VISIT

- 5.1 Rural Development Centers
- 5.2 Village Women Organizations
- 5.3 Supplementary Income Projects
- 5.4 Training Center for Extension, Women Leaders and Health
- 5.5 Agricultural Extension Offices
- 5.6 Small Scale Food Processing Factories
- 5.7 Case Study of Successful Rural Women Groups
- 5.8 Others

PACKAGE MAKING

Workshop on Development of Extension Packages for Farm Household Improvement on the Identified Topics

PLAN OF ACTION

Presentation of Plan of Action and Discussion

EVALUATION

SCHEDULE OF THE FIRST COURSE IMPLEMENTAION FOR JFY 1995

MONTH	THAI SIDE	JAPANESE SIDE
March 1995	<ol style="list-style-type: none"> 1. Signing of Record of Discussions 2. Preparation of G.I. 	<ol style="list-style-type: none"> 1. Signing of Record of Discussions
May 1995	<ol style="list-style-type: none"> 1. Submission of Form A-1. 2. Distribution of G.I. and Application Form 	<ol style="list-style-type: none"> 2. Recruitment of Expert(s)
August 1995	<ol style="list-style-type: none"> 1. Submission of Bill of Estimate 2. Receipt of Application Form 	
September 1995	<ol style="list-style-type: none"> 1. Selection & Notificaion of the Participants 	<ol style="list-style-type: none"> 1. Remittance of Expenses 2. Submission of Form B-1
October -November 1995	<ol style="list-style-type: none"> 1. Implementation of the Course 	<ol style="list-style-type: none"> 1. Dispatch of Expert(s)
December 1995	<ol style="list-style-type: none"> 1. Submission of Statement of Expenditure 2. Submission of Course Report 	

ANNEX III

TENTATIVE ESTIMATE OF EXPENSES
FOR JFY 1995

(Baht)

ITEM OF EXPENSES	BREAKDOWN	TOTAL(Baht)
I. INVITATION EXPENSES		
1. Air fares (round trip)	@ <u>22,500</u> × <u>17</u> pers.	382,500
2. Per-diem	@ <u>800</u> × <u>40</u> days × <u>17</u> pers.	544,000
3. Accommodation	@ <u>500</u> × <u>29</u> days × <u>17</u> pers. @ <u>1,600</u> × <u>10</u> days × <u>17</u> pers.	518,500
4. Medical insurance	@ <u>1,800</u> × <u>17</u> pers.	30,600
SUB TOTAL 1		1,475,600
II. TRAINING EXPENSES		
1. Honoraria for external lecturers(lecture, workshop)	@ <u>1,000</u> × <u>140</u> hours.(lecture) @ <u>500</u> × <u>45</u> hours × <u>4</u> pers. (workshop)	230,000
2. Employment fee Secretary	@ <u>250</u> × <u>50</u> days × <u>2</u> pers.	25,000
3. Transportation (Bus rental etc. for study tour)	@ <u>9,000</u> × <u>11</u> days.(bus rental)	99,000
4. Material procurement	Copy paper,vedeo tapes, computer diskets,etc.	200,000
5. Meeting expenses	Opening ceremony@ <u>500</u> × <u>50</u> pers Closing ceremony@ <u>500</u> × <u>50</u> pers	50,000
6. Text book	@ <u>2,500</u> × <u>30</u> books.	75,000
7. Other	Name Tags,Brief Cases, Photographs,etc	69,900
8. Study Visit	@ <u>2,000</u> × <u>11</u> days × <u>4</u> prs. (per-diem&accomodation for instructors)	88,000
SUB TOTAL 2		836,900
GRAND TOTAL		2,312,500

Expenses for the course shall be shared between JICA and DTEC, based on the Japan-Thailand Partnership Programme in the Technical Cooperation.

LIST OF ATTENDANTS

(1) Kasetsart University(KU)

Mr. Tatchai Sangsingkeo	Vice President for Academic Services, KU
Mr. Chukiat Ruksorn	Director of National Agricultural Extension & Training Center, KU
Ms. Ganjanee Attawipakpaisan	Extension & training Office, KU
Ms. Chatsharee Naritoom	Extension & training Office, KU
Ms. Ratana Aungkasit	Assistant Head of Training Division Extension & Training office, KU
Mr. Pasakon Viriyarumpa	Head of Art Section, National Agricultural Extension & Training Center, KU
Mr. Krit Ploysopon	Head of Printing Division, National Agricultural Extension & Training Center, KU
Mr. Kittisimsirivong	Assistant Director of National Agricultural Extension and training Center, KU
Ms. Sireerat Chatsumon	Staff, National Agricultural Extension & Training Center, KU
Mr. Perm Suruksa	Assistant Head of Extension Division, National Agricultural Extension & Training Center, KU
Mr. Sirisak Pramsopee	Assistant Head of Training Division, National Agricultural Extension & Training Center, KU
Mr. Haruhiko Sakamoto	JICA expert, National Agricultural Extension & Training Center, KU

(4) Japan International Cooperation Agency (JICA)

Mr. Hiroaki Nakagawa	Director, first Training Division, Training Affairs Department, JICA
Ms. Kinko Horike	Vice President, Rural Home and Family Living Improvement Study Association
Ms. Atsuko Miwa	Project Manager, Global Link Management Inc.
Ms. Keiko Hayashi	Staff, first Training Division, Training Affairs Department, JICA)

